令和7年12月

ボイラー取扱技能講習のご案内

香川労働局長登録番号　香労登録第14号　登録有効期間満了日令和11年3月30日

事業者・関係者　各位

一般社団法人日本ボイラ協会香川検査事務所

ボイラーの取扱い業務については、ボイラー及び圧力容器安全規則第23条第1項の規定によりボイラー技士免許を受けた者でなければ当該業務につかせてはならないことになっています。
但し、次の「小規模ボイラー（通称）の取扱いの業務」については、ボイラー及び圧力容器安全規則第23条第2項の規定により「ボイラー取扱技能講習」を修了した者をつかせることができるとなっています。
当検査事務所において、香川労働局長の登録教習機関として、標記講習を以下に示す通り実施いたしますのでご案内申し上げます。

ボイラー取扱技能講習修了者が取扱うことができるボイラーの適用区分

イ．胴の内径が750㎜以下で、かつ、その長さが、1300㎜以下の蒸気ボイラー
ロ．伝熱面積が3㎡以下の蒸気ボイラー
ハ．伝熱面積が14㎡以下の温水ボイラー
ニ．伝熱面積が30㎡以下の貫流ボイラー(汽水分離器を有するものにあたっては、当該汽水分離器の内径が400㎜以下で、かつ、その内容積が0.4㎥以下のものに限る)

開催日時	令和8年1月27日(火)～28日(水)　9：30～17：30　(2日目～18：30)			
会場	丸亀マルタス　1階多目的ホール1　香川県丸亀市大手町2丁目4-11			
定員	40名　定員になり次第受付終了		締切り日	1月13日(火)
申込開始日	令和7年12月3日			
講習科目	第1日目	9：30～17：30	構造　点火及び燃焼に関する知識 取扱に関する知識	
	第2日目	9：30～17：30 17：30～	点火及び燃焼に関する知識/関係法令 点検及び異常時の処置に関する知識 修了試験	
受講料	**17,050円**　受講料15,500円+消費税1,550円			
テキスト料	1.ボイラー取扱技能講習テキスト		1,650円	(税込み)
	2.(新版)わかりやすいボイラー及び圧力容器安全規則		1,430円	(税込み)
	3.(新版)ボイラー図鑑		1,430円	(税込み)
	テキスト合計金額		**4,510円**	
送料	**430円**　事務所に取りに来られる方、当日受取の方は不要 お渡し済のテキスト代は返金対象外となります。			
申込み方法	①申込書に必要事項をご記入いただきFAX、郵送または事務所（事前連絡要）までご持参ください。 ②受講料・テキスト料（+送料）をお振込みください。 事務所での現金支払いも可。 ※申込時、本人確認書類の写し（運転免許証・健康保険証等）を添付してください。			
振込口座	百十四銀行県庁支店　普通1126883 一般社団法人日本ボイラ協会　預り金口（あずかりきんぐち）　(※振込手数料はご負担ください)			
送付先 連絡先	〒760-0017　香川県高松市番町3丁目3-17　第一讃機ビル4階 一般社団法人日本ボイラ協会香川検査事務所：講習　9:00～17：00 TEL 087-831-9398　FAX 087-831-9399　土日祝　休み			
注意事項	欠席・遅刻・早退等は認められませんのでご注意下さい。			

ボイラー取扱技能講習申込書

兼 台 帳

※受付No.

ふりがな 氏　名		修了証番号	※
旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無 (いずれかを○で囲む)	有／無	交付年月日	※
併記を希望する 氏名又は通称			
生年月日	昭和 平成　　年　　月　　日	電話番号	
現住所	〒		
勤務先名称	電話番号		
同上所在地	〒		
テキスト	□郵送希望　□当日受取　□不要		
Ⓐ 受講料		17,050円 (税込)	
Ⓑ テキスト代	□ボイラー取扱技能講習テキスト	1,650円 (税込)	
	□(新版)わかりやすいボイラー及び圧力容器安全規則	1,430円 (税込)	
	□(新版)ボイラー図鑑	1,430円 (税込)	
Ⓒ テキスト送料	□送料 ※郵送を希望されない方は不要	430円 (税込)	
お支払い金額	Ⓐ＋Ⓑ＋Ⓒ　　円		
連絡欄	その他ご希望・請求書が必要な方はその旨ご記入ください □請求書 要　(宛名)		
書替又は再交付	※　　年　　月　　日　書替　　再交付		

※以外は申込者で記載して下さい。

令和　　年　　月　　日

申込者(ご担当者様)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

一般社団法人日本ボイラ協会　香川検査事務所長宛

備考　「氏名」の欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無を○で囲むこと。
併記を希望する場合には、確認できる証明書の写しの添付が必要。

技能講習修了証における旧姓等の併記申込書

労働安全衛生規則が改正され、令和4年4月1日から技能講習修了証の氏名欄に、旧姓を使用した氏名、及び通称を併記できることになりました。
受講される方で、併記を希望される場合は、次の方法により確認できる証明書の写しを添付の上、お申込みください。

ア　旧姓を使用した氏名の場合
　　戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等の証明書

イ　通称の場合
　　住民票又はそれに類する証明書

ふりがな 氏　　名	
併記を希望する 旧姓又は通称	